



2021年10月25日

各 位

本社所在地 京都市下京区松原通烏丸西入ル
玉津島町303番地
会 社 名 株式会社オンリー
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 直樹
(東証第一部 3376)
問 合 せ 先 経営管理本部部長 河野 潤一
電 話 番 号 075-354-4129
(URL : <http://www.only.co.jp>)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年12月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年11月12日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2021年11月12日（金曜日）
- (2) 公告日：2021年10月27日（水曜日）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のウェブサイトに掲載いたします。）

<http://www.only.co.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2021年8月18日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2021年9月15日付及び2021年10月1日付の「(変更) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について）による変更を含みます。）においてお知らせしましたとおり、株式会社紳士服中西（以下「公開買付者」といいます。）が2021年8月19日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者が所有する当社の議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったため、公開買付者より、当社の株主を公開買付者のみとするために、会社法第180条に基づき当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及

び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を招集することの要請を受けております。当該要請を受け、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以上